

函館市子育てアプリ等におけるイベント情報掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、函館市子育てアプリ「すくすく函館っ子（はこっこ）」および函館市公式LINE子育てサービス「マザサポ+（マザサポプラス）」（以下「本アプリ等」という。）にイベント情報の掲載を希望する場合の申込手続、掲載可否の判断等について基準を定めるためのものである。

(共通基準)

第2条 本アプリ等に掲載することができるイベント情報は、その内容が、妊婦、子どもまたは子育て世帯等を対象としたものであり、函館市における子ども・子育て支援に寄与すると思われる内容でなければならない。

(個別基準)

第3条 前条の基準を満たすものであっても、次のいずれかに該当する場合は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 政治的または宗教的な活動であるもの
- (5) 営利目的または営利的性格が強いもの
- (6) 特定の団体の宣伝または売名を目的とするもの
- (7) その他掲載することが不相当と認められるもの

(申込手続等)

第4条 本アプリ等へのイベント情報の掲載を希望する団体は、団体情報登録（別記第1号様式）を子ども企画課に宛てて提出しなければならない。ただし、過去においてこの書類を提出したことがあるときは、この限りではない。

2 前項の団体がイベント情報の掲載を希望する場合は、掲載希望日のおおむね2週間前までに、次に掲げる書類を子ども企画課に宛てて提出するものとする。

- (1) イベント情報掲載依頼書（別記第2号様式）
- (2) チラシ、パンフレットなどイベントの概要がわかるもの

3 前2項の規定による書類の提出については、電子メールを送信する方法により行うこともできるものとする。

(掲載の取消し)

第5条 第2条および第3条の基準により掲載を決定したものであっても、次のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことができる。

- (1) 本アプリ等に掲載後、第2条および第3条の基準に反することが判明した場合
- (2) イベント情報掲載依頼書の記載事項等に虚偽があることが判明した場合
- (3) その他掲載することが不相当と判断した場合

(免責事項)

第6条 本アプリ等に掲載することまたは掲載しないことによって発生した一切の不利益および掲載したイベントにおいて行われた一切の行為について、函館市は何らの責任をも負わない。

別記第2号様式（第4条関係）

イベント情報掲載依頼書

団体情報・問合せ先	住所	
	氏名	
	団体名	
	電話	
イベント名称		
開催日時		
開催場所		
開催内容		
対象		
定員		
費用		
持ち物		
申込方法		
参考URL		
掲載開始希望日※		年 月 日（記載が無い場合は、審査が終了した日からの掲載になります。）

※ システムの都合上、掲載が1～2日遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ はこっこ（アプリ）とマザサポ+（LINE）のいずれか1つのみへの掲載を希望する場合は、依頼時にその旨お知らせください。（お知らせがない場合は2つの媒体で掲載されます。）